

申請要件の該当状況について

次の1～3に掲げる要件のいずれにも該当している。

1 移住等に関する要件

次のいずれにも該当している。

- (1) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内※^①（条件不利地域※^②を除く。以下同じ。）のキャンパスに原則4年以上在学し、卒業又は修了していること。ただし、当該大学等を卒業又は修了見込みであり、卒業又は修了後は卒業生等に該当することが見込まれる者であって、次号の就業に関する要件を満たす就業先への就職が内定している者（以下「在学生」という。）については、交通費に限り、在学中の場合も対象とする。
- (2) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内に継続して居住していること。
※^①東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
※^②条件不利地域：以下で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村
 - ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）
 - ・山村振興法（昭和40年法律第64号）
 - ・離島振興法（昭和28年法律第72号）
 - ・半島振興法（昭和60年法律第63号）
 - ・小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）
- (3) 令和6年4月1日以後に移住していること。ただし、在学生にあつては、丹波市に移住する意思を有していること。
- (4) 支援金の申請時において、卒業又は修了の日から1年以内、かつ、就業先への就業開始日から1年以内であること。ただし、在学生にあつては、就業開始予定日前1年以内であること。
- (5) 支援金の申請日から5年以上、継続して丹波市に居住する意思を有していること。ただし、在学生にあつては、卒業後に内定先に就職し、丹波市に移住する意思を有していること。

2 就業に関する要件

次のいずれにも該当している。

- (1) 勤務地が兵庫県内に所在する企業等に、大学等の卒業又は修了から1年以内に就職していること。ただし、在学生にあつては、就業開始予定日前1年以内であること。

(裏面あり)

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業者でないこと。
 - (3) 就業又は内定先が官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）の場合にあつては、国家公務員でなく、かつ、就業又は内定先が対象経費にかかる支給をしていないこと。
 - (4) 交通費を申請する場合は、就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
 - (5) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学生にあつては、その見込みであること。
 - (6) 兵庫県内への勤務地限定型社員としての採用予定であること（事業所が兵庫県内にしかなく、実質的に勤務地が兵庫県内に限られる場合を含む。）。
- ※兵庫県内であっても、丹波市から通勤ができない勤務地は除く。

3 その他の要件

- (1) 本人又は就業若しくは内定先企業が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにそれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。
- (3) 国、地方公共団体その他の団体（官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人等を除く。）でない就業又は内定先を除く。）から同種の補助を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (4) その他兵庫県又は丹波市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。